

流通JAS規格の概念と仕組みについて

一定温流通加工食品の制定にあたってー

平成20年7月

農林水産省消費・安全局 表示・規格課

流通 J A S 規格について

改正JAS法(平成18年3月1日施行)により、民間の高度な流通管理を促進するとともに、流通方法に特色のある農林物資についての消費者の選択に資するため、**流通の方法についての基準**を内容とするJAS規格の制定が可能となりました。

改正後

改正前

- ① 品位、成分、性能等の品質についての基準（法第2条第3項第1号）
（ベーコン類、しょうゆ、ドレッシング、合板、畳表など）
- ② 生産の方法についての基準（法第2条第3項第2号）
（熟成ハム類、地鶏肉、有機農産物、生産情報公表牛肉など）
- ③ **流通の方法についての基準（法第2条第3項第3号）**

注）流通 J A S 規格の要件

- ①流通 J A S 規格は、流通の方法に特色があり、通常の流通の方法に比べて価値が高まると認められる農林物資に制定することができる（法第2条第4項）が、
- ②その流通の方法による価値の差は、生産の方法についての基準（法第2条第3項第2号）の規格（有機農産物や地鶏肉等）と同様に、製品そのものについて検査することにより識別することが困難なものであり、
- ③その流通の方法を検査することにより、規格適合性を確認することが可能であるもの。

特色のある流通について

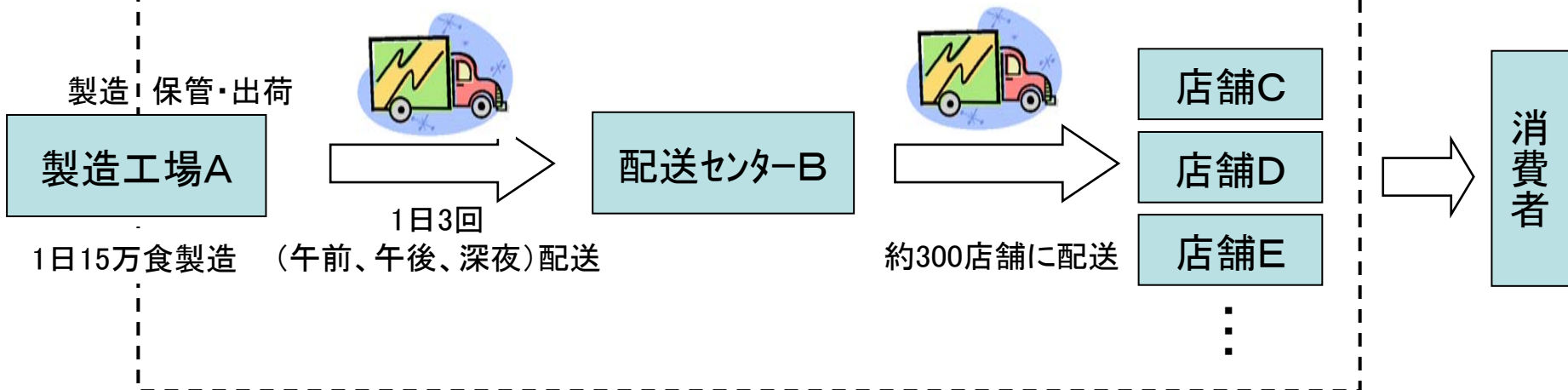
食品の流通に適した一定の温度で流通させること(定温流通)により、

- 食味等の品質の低下を抑えることができる
- 微生物の繁殖を抑制することができる

など、通常の流通方法に比べて農林物資の価値を高めることが可能となります。

コンビニエンスストアの弁当の流通例

(米飯の食味等の品質の低下を抑えることができる温度で流通行程を管理)

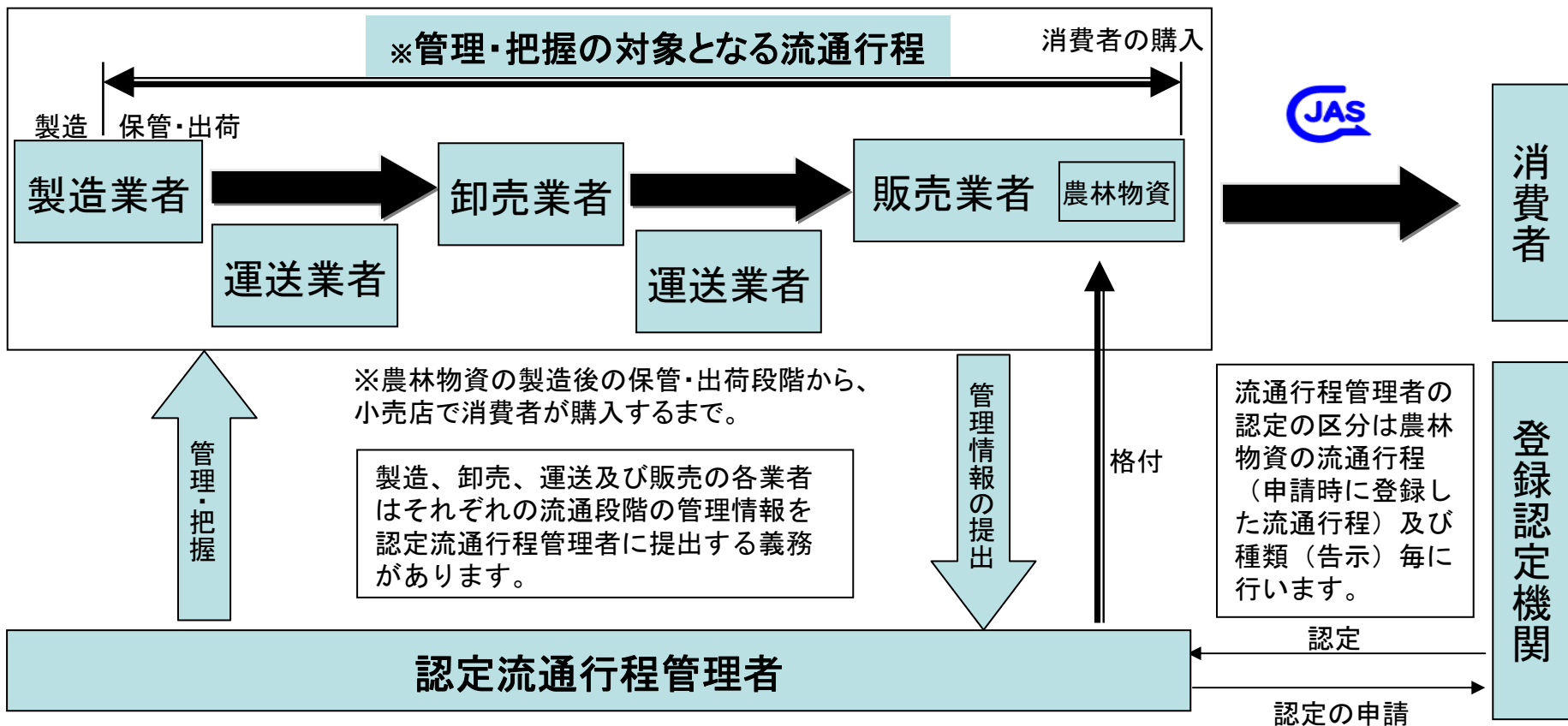


(社)日本農林規格協会「平成19年度 特定JAS規格検討・普及推進委託事業報告書」をもとに作成

流通 J A S 制度の仕組みについて（イメージ）

流通 J A S 制度は、流通行程管理者^注が、農林物資が生産又は製造されてから消費者の手元に届く直前までの一連の流通行程を管理・把握し、一貫して流通管理が行われていたことを J A S 規格に基づき検査・格付を行い、規格に適合していた場合に当該農林物資に J A S マークを表示する仕組みになっています。

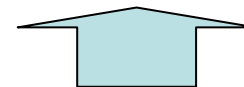
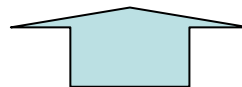
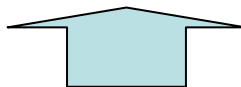
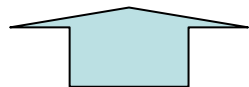
注）農林物資の販売業者その他の農林物資の流通行程を管理し、又は把握するものとして農林水産省令で定めるもの



認定流通行程管理者の構成員について

認定流通行程管理者は、流通行程の管理又は把握などを行う流通行程管理担当者と格付検査及び格付の表示などを行う格付担当者を置くことが義務づけられます。資格要件を満たした者のみ、担当者になることができます。

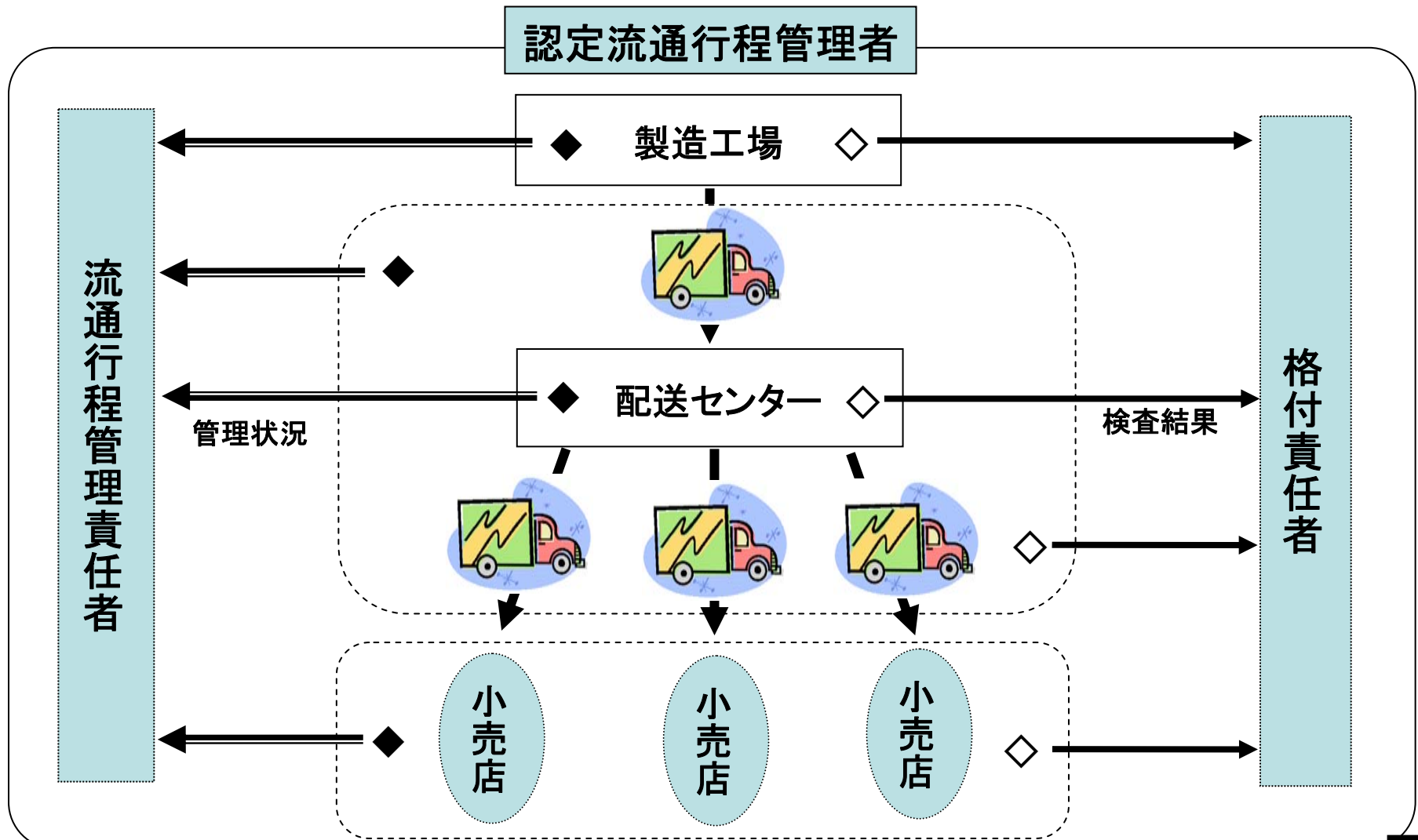
認定流通行程管理者			
流通行程の管理を担当		格付を担当	
流通行程管理責任者	流通行程管理担当者	格付責任者	格付担当者
業務内容 1 流通行程の管理又は把握に関する計画の立案及び推進(外注管理を含む) 2 外注に関する管理又は把握に関する計画の立案及び推進(外注管理を行う場合に限る) 3 流通行程に生じた異常等に関する処置又は指導	業務内容 1 流通行程の管理又は把握及び記録の保存 2 外注に関する管理又は把握(外注管理を行う場合に限る) 3 流通行程に生じた異常等に関する処置	業務内容 1 格付担当者の業務の統括及び指導 (格付担当者が2名以上の場合に1名選任)	業務内容 1 流通行程についての検査 2 格付の表示 3 格付後の荷口の出荷又は処分 4 記録の作成及び保存



資格要件 従事経験＋講習会	資格要件 従事経験	資格要件 従事経験＋講習会	資格要件 従事経験＋講習会
------------------	--------------	------------------	------------------

流通行程管理担当者及び格付担当者の配置

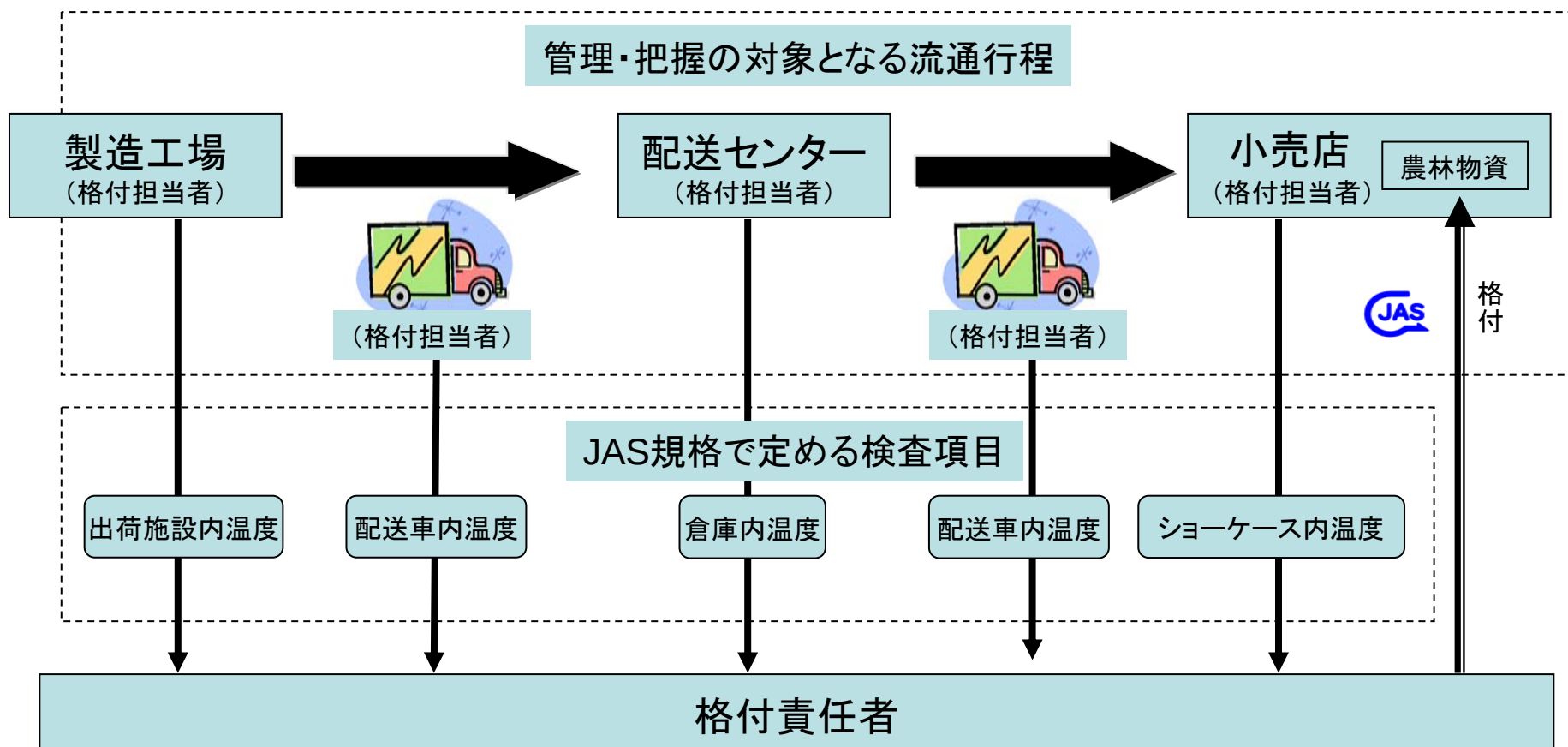
事業規模に応じて各事業者毎に流通行程管理担当者及び格付担当者を配置します。流通行程管理責任者及び格付責任者がそれぞれの業務を統括します。



※ ◆:流通行程管理担当者、◇:格付担当者、格付担当者と流通行程管理担当者は兼務可能

格付検査について

- 1 格付検査は、流通荷口（流通条件が同一と認められる一定期間に流通する荷口）毎に行います。
- 2 格付担当者は、JAS規格に基づき流通过程の検査を行い、格付責任者に報告します。格付責任者は検査結果を確認することにより格付を行います。



注) ← 検査結果の提出